和歌山縣遭難者遺族救助義金

去月廿八日和歌山縣下牟婁郡の沿海に於て暴風怒濤の爲め四百五十餘の漁夫は行衛不分明となりたり其後の報に依るに是等のものは大抵魚腹に葬むられたるならんと云ふ世にも稀れなる不幸にして實に氣の毒千萬なれども死者は如何ともすること出なく跡に生存せる遺族に至りては村々の生産者悉く死亡して老幼婦女は目下既に飢餓に迫り其慘況見るに忍びずとの報あり同所太地村の漁民は去る明治十一年中百餘名溺死して其遺族今日に至り僅かに生計を立つる者四十七戸なりと云ふ今回の遭難は之に數倍する慘害なれば今後遺族の困難は如何許りなるべき世間情あるもの〻傍觀に忍びざる所なり依て本社は是等遺族を救恤する爲め世の慈善家に訴へ茲に義金を募集す　幸に左の規定に從ひ多少に拘らず義金を投じて此の窮民を救恤せられんと本社の切望する所なり

義捐金は一口金十錢以上とす

(一) 地方より郵便爲替を以て送金せらるゝ方は東京芝口郵便局拂にして取組まるべし

(二) 義捐金募集の期限は來る二月十日迄とす

(三) 本社に達したる義捐金は取纏めて和歌山縣知事に送付し處分方を依頼すべし

(四) 廿六年一月十日　時事新報社

時事新報

朝決暮改

鐵道敷設法の實行に付き其筋の調査も漸く整ひ鐵道會議も頻に取急きて程なく帝國議會の討議に付せられんとするの折柄兼議院議員中に右敷設法修正の意見を有する代議士ありて此程鐵道敷設法修正同盟會と云へる新團體を組織し同法の第一期線なる九線路の外に岩越線、篠ノ井線、飛彈線、濱田線、四國線、鹿兒嶋線、大分線の七線を加へ工事期限を二十ケ年として公債額を一億圓となすに決し不日議會に提起す可しと云ふ抑も第三期議會に於て敷設法の可決せらるゝや未だ充分の審議を盡さずして兎も角も通過せしめたるに相違なければ之が修正を要するの節條並し少からざる可きのみか我輩をして更に一歩を進めて言はしむれば法の精神を一變するか若くは之を全廢して軍用を商用に改め官設を私設となすに就ても大に議論のあるべきなれども其可否得失は暫く擱き前案未だ歸する所を知らざる最中に又新案の出現とは人の耳目を驚かすのみか帝國議會の威信に於て如何と飲慮なから掛念する所なり敷設法第七條の末項を見れば成程「以上線路の外に尙敷設の急を要す可しと認るものあるときは帝國議會の協賛を經て更に第一期工事とし特に公債を募集するとを得」とあり曩に前案可決のときに或は此條項を頼み來期に修正の見込もあれば兎て異論者も扨て同意し難きあり たらん歟なれども成法の正面より見れば所謂敷設の急とは何か一種事替りたる事情なかる可らざるみとにして本來容易の談にあらず若し此筆法を以て修正の理由となすみとを得ば次には又他の線路を料合して再び修正せざる可らざるを論じ殆んど際限なきみとゝなる可し或は既定の第一期線を變換するに非ず寧更に七線路を增すのみなれば別に差支なかる可しと云ふと雖も敷設法發布以來急きに急きて調査に着手せしも尙未だ完整に至らずして當期議會の間に合はざらんを氣遣ふ程の次第なるに今また新たに七線路を加へたらば所詮今年を空ふするの外なきや目はずして明一なり論者果して既定の第一期線を變換するに非ずとせば既定の分だけは一日も早く着手せしめ而して七線路の調査を始め來る第五期議會までに仕上げんみとを約束して可なり飽までも之と既定の分に混入して杳體を攪擾せんとするに至ては餘りに自說を主張するに過ぎて却て事を破るに等しきのみならず物論喋々の世の中、端なく人をして其論者が撰擇區に對する一種の威情義理に過ぎざるみとを疑はしむるも亦自から無理ならざるが如し況んや公債額を增して一億となすが如きに於てをや果して國家經濟の實際を熟察して算を立たるみとなるや否や我輩の尙は疑を存する所なり我國會は開設以來不幸にして動もすれば實着を欠き爲めに世の口善惡なき者をして空論の府とまで惡罵せしむるに至りたるみとなれば實は議員相戒めて之を雪ぐの注意みと大切なるに曩に折角國家經濟の要件として鐵道敷設法を可決したるにも拘はらず今また之を攪擾せんとするに於ては愈々彼の惡評を實ならしめ國會の威信を傷くるみと決して容易ならざる可し我輩の敢て取らざる所にして議員諸氏の省慮を望むや切なり

政府の任

右の如く鐵道敷設法修正同盟會は其中心原動力の何れに在るやを知らざれども各地方の七線路を撰抜して第一期工事の候補線となしたれば議院中の賛成も定めて少なからざる可く法の始末漸く紛亂に瀕ひものと云ふ可し抑も同法の可決は第三期議會をして再度の解散を免がれしめたる程のものにして前政府が曾て畢生の力を注きたる所なれば曩に內閣更迭の變なかりせば敷設法の今日に際したるを見て政府は決して袖手傍觀せざる可し然るに現內閣は之に對して敢て重きを置くの色も見えず唯議會の爲す所に一任するが如しとは蓋し責任の直接ならざるに由るみと云ふべしなれども否ともせず曖昧の間に冷遇するは多數人民の最も好まざる所なれば此邊に就て今少しく熱心ならんみとを希望すると共に敷設法の第一期線の中には比較線等も少なからざれば此點に就ては我輩の曾て論じたる如く軍用を輕んじ商用を重んじて一日も其成功の速ならんを希望するものなり且つ今日に當りて鐵道敷設の責任は政府と議會とに於て免る可らざる所なるに其議會は往々地方的の威情に制せられ甚だしきは將に成らんとする極に陷り紛々の間に年又年を空くして文明機關の發達を妨ぐるもの〻如し想ふに代議士の地方に對する情實を酌量すれば亦自から止むを得ざる邊もあらんなれども左りとは私情の爲めに公事を弄ぶものにして本來政道の旨に非ず此際政府は更に一層注意を加へ事の未然に流弊を防遏す可きは實に必要の任務なる可し政務の敏活を欠くは立憲代議政治の通弊とは云ふもの〻成る可く其通弊を避くるの要義に非ずや我輩は政府が工風は是れ亦立憲政治家の要義なりと信ずるなり

官報

○大藏省令第一號
明治二十三年十一月當省令第三十五號船稅徵收手續ハ船稅規則實施ノ期日迄之ヲ實施セス
明治二十六年一月十六日　大藏大臣渡邊國武

○司法省令第二號
安濃津地方裁判所管內四日市、山田兩支部及ヒ岐阜地方裁判所管內高山支部ニ於テハ來ル二月一日ヨリ地方裁判所ノ裁判權ニ屬スル民事第一審ノ事務ヲモ取扱ハシム
明治二十六年一月十六日　司法大臣伯爵山縣有朋

○內務省告示第五號
一愉快武志
東京京橋區新富町一町目九番地　野口長太郎養行
右出板物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十六年一月十六日　內務大臣伯爵井上馨

雜報

○西洋蛇の演義（去る十日の續き）　蘇木（ブラヴル）

ウード南亞米利加のブラヴル國は此木の多く生ずるを以て葡萄牙國王エマニユエルが其名を下せしなりとぞ）は蛇に噛まれたる毒を消す妙藥なりと云ふヴェームス一世の御代にソールズベリー伯爵夫人は此木を以て臥床を造り之に己れに害を加へんとし居る者には害を加ふ可しとの語を刻みたり蛇はダンと云へる種族の表號なりトロトチヌス府（英國）に於ける年古りたる寺院の中に石の說教壇あり分ちて數箇の室と爲し猶太の種族が夫れ〳〵表號として用ひし所の種々の物を刻みたる數多の楯を藏めたり其中にダンの種族が用ひし蛇も見えたり聖書の創世記四十九章十七節に云くダンは道に橫たはる蛇たる可し馬の踵を噛みて乘る者を後ろ樣に落さしむる徑の蝮蛇たる可しと埃及の女王クレオパトラは絕世の容色もてナポレチン一世と共に文武兼備せるみと歐羅巴古今第一なりと稱へられたるヴェリアス シーザーと之が配下の武將マーカス アントニアスとを惑はしたれども終に毒蛇に腕を噛ましめて自殺を遂げたりと云ふ又羅馬の詩人リユーカンガゼ ファルサークアと題したる詩の中に亞非利加の蛇を枚擧して其狀態を記載したる條あり蛇と惡魔との事に就きアラビアの昔物語に云く惡魔はアタムとイーヴとに一言話したければ何卒余をイデンの園に伴れて行て呉れまいかと一切動物に一々問ひ試みたれど誰とて應と答ふる者なきそが中に唯蛇のみは可しと承諾して惡魔をば二枚の齒の間に啣へ先方へ送り屆けたり此時には蛇みな諸動物の中にて最も美麗にして足もて歩行き居たりとぞ）マスーデー著アラビア史）扨イーヴを蠱惑したる蛇に對する刑罰は第一ヨケールが蛇の胸を切落す可き命を授けたり第二蛇は未來永劫人糞に命を賜ぐ可しと運命の定まれりとの二條なりとぞ（ヴーナヴスの神話）イヴビーの大蛇と云へるは西洋の山田の大蛇とも云ふべしなれども（ヒラ（蛭）ヒラ（蛭）ヒラ（蛭）